

源泉所得税徴収自己点検に係る補正予算について(教育委員会)

1 経緯

平成25年10月25日、大津税務署長より、滋賀県知事あてに源泉所得税が徴収漏れになっている事例等が見受けられるとのことからその確認についての行政指導があり、全庁的に点検を実施した結果、教育委員会でも徴収漏れを確認し、補正予算で対応することとなったもの。

2 点検内容

- (1) 平成21年1月1日から平成25年10月31日までの間に支払った測量士、建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士など所得税法第204条第1項第2号に掲げる業務に関する報酬または料金等にかかる源泉所得税を適正に課税しているかどうか。
- (2) 平成25年1月1日以降に支払った報酬、料金等および臨時的任用職員や嘱託職員等の給与等について、源泉所得税に併せて復興特別所得税を課税しているかどうか。
- (3) 平成24年1月1日から平成25年10月31日までの間に支給した交通用具を使用して通勤する人への通勤手当について、非課税限度額の計算を適正に行い源泉徴収しているかどうか。

対象:教育委員会全所属

点検期間:平成25年10月29日～11月21日

3 点検結果

	対象所属数 (所属)	対象所属の うち不足有り (所属)	不足箇所数 (件)	不足金額 (円)
(1)所得税法204条の業務	79	3	8	255,625
(2)復興特別所得税	79	0	0	0
(3)通勤手当	79	1	3	400
合計	—	—	11	256,025

4 点検後の対応

- ・県は大津税務署に源泉所得税不足額、延滞税および不納付加算税を納付する。(補正予算)
- ・県は該当する事業主等に謝罪し、源泉徴収すべきであった所属税相当額の県への返還を請求する

5 補正予算額

(千円)

本税予算額	延滞税 予算額	不納付加算 税予算額	合計	備考
257	12	13	282	節:公課費 財源:諸収入 257 一般財源 25